

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

## 平成22年大口町教育委員会 7月臨時会議

平成22年 7月 9日

午前11時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 教育長室

### 議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第32号 平成23年度使用小中学校用教科用図書の採択について

その他

出席委員

委員 長 丹羽 茂文  
委員 吉田 哲也

職務代理者 丹羽 孝子  
委員 服部 真由美

説明のため出席した者

教 育 長 長屋 孝成  
学校教育課長 近藤 孝文  
学校教育課長補佐 松井 宏之

生涯教育部長 三輪 恒久  
学校教育課主幹  
兼指導主事 加木屋 直規  
学校教育課主任 田中 順一

## ◎開会

### ○三輪生涯教育部長

本日、臨時教育委員会をお願い申し上げました。先般7月7日に事務協の会議がありまして、教科用図書の採択された内容を私どもで説明をさせていただいて、承認をうけまして、次の段階に移っていきたいと思います。それでは、委員長よりご挨拶いただきます。

### ○丹羽委員長

臨時会議ということで、今日お集まりいただきましたが、本日時間もありませんので、詳しくは教育長より報告をいただくということで、よろしくをお願いします。

### ○長屋教育長

おはようございます。7日の日に事務協の会議がありまして、一番重要な案件である教科書の採択の件でありました。あとそのほか出てきたことにつきまして私ども委員4名が出席をしておりましたので、後で服部委員さんには報告をさせていただきます。

教科書の採択につきまして、資料を用意させていただきましたので、私のほうから説明をさせていただきます。資料1をみていただきたいのですが、愛知県教育委員会がありまして、その下に市町村教育委員会がございます。市町村教育委員会が採択案の承認ということで採決となっております。愛知県のほうには、現在9の採択地区があります。その中でここは、尾張西部の地区になります。尾張西部の中には、稲沢と一宮、丹葉という3つの教育委員会や事務協がございます。この3つの地区から研究員や世話人、委員を均等にだして、採択協議会を設けられていて、この採択協議会が事務協とか市町の教育委員会に答申をするという形になっておりまして、今回、丹葉事務協に答申をして先般そこで採択をされたということでありまして、なおかつ最終的には市町の教育委員会に採択権があるということで今日ここで採択をするという流れであります。

資料2については、教科書の採択に関する権限がどこにあるのかということで、勉強資料として用意させていただきました。教育委員会に採択権があるというのが一般的な考え方であると言われていますが、そうではないという考え方もあるということでまとめてみました。そうではないという考え方がどこにあるかと言いますと、教科書の採択権は学校、教師にあるという考え方も中にはあるということです。しかし、私の個人的な考えとしましては、現在の教科書の採択が一番よいのではないかとおもっております。現在この中には教師も、保護者の代表もはっていますので、よいのではないかと考えております。今日は大変重要な決断をするわけですが、どうぞよろしくをお願いします。以上です。

○三輪生涯教育部長 ありがとうございます。

議事録署名以降につきましては、委員長の方でよろしくお願いいたします。

---

◎日程第3 議事録署名者の指名

○丹羽委員長

議事に沿ってすすめさせていただきます。

議事録署名者は、私と丹羽孝子委員でお願いいたします。では議題に移ります。

議案第32号 平成23年度使用小中学校用教科用図書の採択について  
事務局お願いします。

---

議案第32号 平成23年度使用小中学校用教科用図書の採択について

○近藤学校教育課長

議案第32号 平成23年度使用小中学校用教科用図書の採択について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条及び第14条の規定に基づき、大口町教育委員会の採択を求める。平成22年7月9日提出。大口町教育委員会 教育長。  
提案理由 この案を提出するのは、上記の法律第13条及び第14条の規定に基づき、採択する必要があるからであります。

一枚お開きください。写しとなっておりますけど、平成22年7月7日付けで丹葉事務協会長から各市町の教育委員会に「平成23年度使用小中学校用教科用図書の採択承認について（通知）」の文書をいただいております。このことにつきまして下記のとおり承認いたしましたので、貴市町教育委員会会議において議題とし、ご決定のうえ貴管内小中学校へご通知ください。通知様式は「様式1」を参考にしてください。なお、教科用図書需要数調査に関わりがありますので速やかな対応につきましてご配慮願います。記 1 平成23年度使用小学校用教科用図書 別紙1、2 平成23年度使用中学校用教科用図書 別紙2 平成22年度使用と同一のものを使用。

裏面をご覧ください。先ほど教育長から説明がありましたように、尾張西部協議会長から丹葉事務協会長に「平成23年度使用小中学校用教科用図書の採択答申について」の文書をいただいております。内容につきましては、先ほどと同じでございます。詳細については指導主事か

ら説明をいたします。

**○加木屋指導主事**

資料に基づき説明

**○丹羽委員長**

それでは、決議にはいたいとおもいます。平成23年度使用する小中学校の教科書の採択について異議はございませんね。

**○教育委員全員**

はい

**○丹羽委員長**

採択ということをお願いします。

**○加木屋指導主事**

ありがとうございます。今の結果をいただきまして、こちらの方で、先ほどお示しをさせていただいた通知を協議会長・それから各小中学校それぞれに通知をまいります。よろしくをお願いします。なお、お願いですが、今お渡しした資料のうち黄色の表紙のもの、青色の表紙のもの、取扱注意のスタンプがおしてあるもの、3部は、封筒に入れて返却いただくようお願いします。

**○丹羽委員長**

これで議題はこれだけですね。あとその他に何か？

**○松井課長補佐**

お手元にお配りをさせていただいた資料ですが、外部評価委員への報告資料ですが、まだ日にちがきまっておりませんが今月と来月、一度ずつぐらい、外部評価委員さんに報告説明をさせていただいて、9月の定例議会に報告をさせていただきたいと思います。まだ、資料ができあ

がったばかりで、担当課の校正もすべて終わってはおりませんが、この資料を外部評価委員さんにお見せをして、事業の報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○長屋教育長**

昨年、吉田委員さんからご意見いただいております評価委員の決定について？

**○近藤学校教育課長**

この間の教育委員会の定例会でお話させていただきました、現在大口町コミュニティーワークセンターの会長の楠 靖男さん、それから特定非営利活動団体マミーポケット代表の中西由美さん、この2名の方をお願いできましたのでよろしく願いします。

**○丹羽委員長**

委嘱については、教育長名ですか？

**○松井課長補佐**

いえ、教育委員会になります。

**○丹羽委員長**

第2回目の評価結果報告書の取りまとめというのは・・・？

22年度中にやらなければいけないということですか？

**○近藤学校教育課長**

いえ、21年度事業に対して、9月議会もしくはそのあたりの議会で報告をしなければならぬということなので、

**○丹羽委員長**

去年の話ね・・・

**○近藤学校教育課長**

はい

**○丹羽委員長**

わかりました。

**○丹羽職務代理**

結果だけを見て、判断をされるんですね。

**○松井課長補佐**

はい、この報告書をもって、事務局から2名の評価委員に説明をさせていただいて・・・。こんな事業をおこないましたという説明を1回目にして、2回目の時に委員さんから意見をいただくというか、こういうところを直した方がいいとか・・・。

**○吉田委員**

実際のところをみるわけではない？

**○松井課長補佐**

基本的にみえるものはないので・・・。

**○吉田委員**

たとえば今年の事業とか・・・。書類をみただけで、評価というのは？

**○丹羽職務代理**

去年の評価というのは難しいですよ。

**○丹羽委員長**

1回目、2回目 間をおくというのは、1回目 説明をきいて、質疑応答をして 一度持ち帰って見て、2回目で意見をもらう・・・？

**○吉田委員**

2人の外部評価委員さんたちは、このやり方でいいとって？ 実際みせてもらわないと評価できないとおっしゃってはみえないんですか？

**○近藤学校教育課長**

もし言われれば、現状をみていただくことになるとおもいますが・・・。

見ていただけないものの中には有りますけど・・・。

**○丹羽職務代理**

今年も引き続きあるものでしたら、見ていただいて

**○吉田委員**

県からこういうことをしなさいと・・・？

**○近藤学校教育課長**

いや国です。法律です。

**○吉田委員**

内容については、決まっているんですか？

**○近藤学校教育課長**

いや、ばらばらです。ABCDEという5段階評価をしてみえるところもあれば、主な事業をあげて点数をつけるやり方とか・・・ いろいろ様々です。

その中でどのやり方がいいのか考えてはみたんですが、点数をつけるといってもつけられませんし・・・ とりあえずこのやり方ですすめさせてもらっていますけど・・・

**○三輪生涯教育部長**

反対の評価をされても、私はいいと思う。というのは、それが今度、公に公開ときに情報公開

でこの人の事業に対する見方が、はたしてよかったのか一般の人につながる・・・みんなよろしいですというもおかしな話だと思う。

一番いいのは計画をつくる段階で一度はいつてもらって、活動をみていただいて・・・最終的に終わった時点で評価をしていただくというのが一番理想的なところだと思うけど。

なかなか2箇年にわたる委員の仕組みではないので。

**○丹羽職務代理**

計画、実行 評価となるとむずかしいですよ。

**○長屋教育長**

まだやっていないところもあるんじゃない？

**○丹羽委員長**

法律だから、やっていないとまずいんじゃない？

**○長屋教育長**

おそらく指導がはいつてくるのではないかと・・・。

**○松井課長補佐**

平成19年から施行されまして、大口町は1年おくれて 平成20年からはじめました

**○丹羽委員長**

外部評価委員さんも大変ですよ。終わってしまったものを評価するなんて・・・。

**○三輪生涯教育部長**

監査委員は4年任期なので、流れでずっとみてきて、行政評価 事務事業評価をされるけど、最後の評価だけというのは、現実、計画をみていないので、むずかしいと思いますよ。

**○丹羽委員長**

とりあえず、この件につきましては、終わりでいいですか。

これで臨時教育委員会をおわります。おつかれさまでした。

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。



委 員 長

委 員